

スクール・セクシュアルハラスメントにみられる

学校のパターンナリズム

杉村 直美 (名古屋大学大学院)

はじめに

80年代にセクシュアルハラスメント(以下セクハラ)が社会問題化して以降、キャンパス・セクハラやスクール・セクハラも社会的に問題として認識されるようになった。しかし、大学や企業でおこるセクハラにくらべ、学校におけるこの問題が公になることは依然すくない。加害者側の「愛情表現」だったという主張や、「被害者にも落ち度があった」という一般認識、「熱心な先生だったのに」という擁護論などが社会的に受容されている。被害者が子どもであるため問題は一層深刻であるが、子どもの証言に信憑性はないとして、告発がしりぞけられる場合もある¹。そうした問題がなくとも、「将来があるのに、性の問題の被害者にするのは避けるべき」という保護的な立場のために事件が内密に処理されうやむやにおわるケースは多い²とされている。学校が成長過程にある子どもに対して、パターン的な態度を示すことは子どもに対する責任をひきうけるという意味において必然であろう。しかし、一方で学校がまもっているのは実際には誰なのかという疑問がだされることもある。本稿では、学校において性的な被害の訴えを生徒からうけることのおおひ養護教諭に着目し、現実にはセクハラがおこった場合、学校はどのように対処し、それを学校の成員はどのように理解しているか、被害者・加害者への対応はどのようにとられているのかを聞き取ることによって、パ

ーナルとされている学校によるセクハラへの対応について分析することを目的としている。

調査の概要

調査対象：スクール・セクハラの実例をもって、調査への協力を申し出た養護教諭4名

調査時期：2002年8月～10月

調査方法：面接は被調査者の勤務する保健室で行った。所要時間は45～80分であり、すべて録音した。

事例概要

A：中学校教員と生徒間の性的関係

情報の流れ：警察→管理職→保護者・一部職員→職員全体→生徒、保護者間でうわさに

職員間の理解：全校生徒をまもろう。

結果：当該教員は免職、保護者からの問い合わせ多数、当該生徒は校内での中傷に苦しむ。

養護教諭の評価：職員間の連携の大切さを再認識。

B：中学生間レイプ(上級生から下級生に)

情報の流れ：被害生徒→姉・養護教諭→担任→保護者・学年会→管理職

職員間の理解：事件とはみなさない。

結果：加害生徒には指導せず。被害生徒には養護教諭が対応。

養護教諭の評価：自分自身を含めた大人の弱さ、大人の罪を痛感した。

C：高校生間強制わいせつ(上級生から下級生に)

情報の流れ：生徒→相談部→生徒指導部→養護教諭・管理職

職員間の理解：双方の生徒の将来のため、穏便に。

結果：加害生徒は謹慎処分。被害生徒は謝罪と処分を要求。

養護教諭の評価：学校が責任をとってくれてよかった。

D：高校教員と生徒間の性的関係

情報の流れ：生徒→相談部→養護教諭→保護者・管理職→うわさになる→保護者が弁護士をとおして学校に加害教員の処分を申し入れ、一方では教員、保護者間で加害教員のための嘆願署名

職員の理解：管理職は解雇はいとわないが穏便に。

¹ 子ども性虐待防止市民ネットワーク・大阪編『白書 スクール・セクシュアルハラスメント』明石書店 2001。

² 2004年12月、宮城県の教育委員会は児童生徒にセクハラ行為をして懲戒処分を受けた教職員の氏名と学校名を原則公表することに決定したが、例外的事例である。

³ 学校におけるパターンナリズムとは教師対子どもの場合には「その人のためにと善意でなされる干渉(介入)(花岡：1997:23)」が多く、学校対子どもの場合には「専断的な保護として現れる支配の形態(花岡：1997:42)」をとるといえる(花岡正明「パターンナリズムとは何か」澤登俊雄編『現代社会とパターンナリズム』ゆみ出版1997)。

養護教諭の評価：隠す体質。「いけない」というものの認めているのと同じ。教員全体で考えなおすためにも、せめて職員間では事件の概要を明らかにして全員で対処を考えるべき。

分析結果

<学校の対応>

1. 問題とみなさなかった事例B

Bの場合は、養護教諭が問題提起した時点で「和姦じゃないのか」という教師の声で、その場にいる教師たちの問題意識がそがれ、さらに保護者が「内密に」と願い、「近所の子だし、あきらめます」と申しでた結果、事件として扱われないことが決定した。学校がパターンナな態度自体を放棄している事例といえよう。

2. 最小の人数で対処しようとする事例

A,C,D の場合、管理職が、事件を知る人が最少になるよう注意を払っている。その理由は A「生徒をまもるために」C「将来があるから」D「そんなことをみんなが知っておるのはかわいそうだ」というものであり、生徒へのパターンナな配慮がみられる。具体的には、A の場合、「他の生徒や保護者との信頼関係を失いたくない」「そんな教員がいると思われたくない」、D もまた「他の生徒を動揺させたくない」と個人よりも全体の安定を重視している。しかし結果として事件の全容が明らかにならないため、かえって生徒がさわぎ立てる、保護者が「いい先生なのに」「先生の家族がかわいそう」と嘆願書名を集め始めるなど、問題がひろがりを見せ、学校に対する不信感を強めたという点では、逆効果となっている。Cでは被害者そのものより、同じ学校職員の落ち度を攻撃されることに対する極端な不安が養護教諭の話から伺われた。

<養護教諭の評価>

1. 学校の対応を評価しているA,C

A の場合、管理職の指導のもと「事件はなかったことにする」「生徒に対しては知らないでとす」ことで合意した。被害生徒に対しては、管理職が「誰も知らないことになっている」と言い含めた。生徒は被害生徒を特定しており、その噂のため被害生徒は保健室に逃げ込んだが「おまえさえ否定すればなかったことになる」と生徒指導部の教員に説得され教室へ行った。養護教諭はその教員を「生徒に課題をのりこえさせた偉大な教師」として尊敬しており、また学校のとった態度を「生徒を最大限もった」と評価している。

2. 学校の対応に批判的なB,D

Dは事件をかくしたことで自分が生徒を傷つけたので

はないかと危惧していた。またかくすことは「建前上の禁止にすぎず、事実上の容認だ」と憤慨している。そして、新聞に懲戒処分した職員名を発表した女子高校について、直後の内・外部への対応の大変さを推察しながらも、過ちを繰り返さないという決意が感じられると高く評価していた。養護教諭は、この後セクハラについて学び、たびたび職員にも情報を流しているが、それにたいして管理職は冷ややかだという。

考察

セクハラ被害者など、性に関わる事件の被害者にたいして「落ち度があった」「もともと、軽そうなお子だった」などスティグマがはられがちな現在では、それを回避し、生徒をまもるために「内密にする」という学校の対応は、「善意にもとづいている」という点でかならずしも非難できない。しかし、それが「専断的」に被害者自身にも強制される場合、被害者にとって「保護」は「支配」「圧力」へと変容するとおもわれる。また、当該生徒以外には事件に対する憶測をよびおこし、動揺を与えているという点をかんがえるなら、「内密に」することは、「性に関する事件にかかわること自体がかくすべきこと」という観念の強化、問題の隠蔽、被害者のスティグマの深刻化に荷担するだけである。

事例にみられるような生徒に関する判断は教師がくだすという旧来的なパターンリズムから、適切な対応を提示したうえで生徒の意見を考慮し、被害にあった生徒の意志決定を学校がまもっていくという体制をとることが、学校における「理想的なパターンリズム」とかんがえられよう。

また、情報の流れをみると、生徒が自ら相談をしているのは、学校の対応に批判的な養護教諭に対してのみである。生徒は訴えを理解してくれそうな他者をよく観察しているといえるかもしれない。セクハラにあった生徒への対応マニュアルでは「あなたは悪くない」ということを伝えることを最優先課題とし、その後病院に行く、誰かに訴えるなど、具体的な対応の選択肢を与えることがよいとされている⁴。これらの対応をとったのもBとDの養護教諭であったが、こうした対応はおおくの教員にうけいれられず、学校の秩序をみだすものとして批判すらうけていた。こうした点に学校が第一に守っているのは、被害生徒ではないことがあらわれている。

⁴ 性暴力を許さない女の会編『サバイバーズ・ハンドブック<改訂版>—性暴力被害回復への手がかり』新水社2002